

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰による負担を軽減するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業	①食料品等の物価高騰に直面している生活者の負担を軽減するとともに市内経済の活性化やキャッシュレス決済の普及促進を図る観点から、市内の店舗(大手チェーン店を除く)でキャッシュレス決済を行った者に対し、一定のポイント(還元率20%・上限1,000円/回、6,000円/実施期間)を付与するもの。 ②委託費用(ポイント還元に要する費用、販促物費用、キャンペーン実施手数料)、消耗品費、印刷費及び郵送費 ③ポイント還元額6千円×30,000人=180,000千円及び事務経費(約10%)=20,300千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内事業者においてキャッシュレス決済を利用する生活者	R7.12	R8.4以降
2	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電製品購入促進事業(市民)(エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援を行うため、省エネ家電の買い替えにかかる費用を補助することで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。なお、給付対象については、エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援という事業目的から、対象となる省エネ家電製品を購入した者に限定している。 ②兵庫県内の店舗で省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、設置が完了している方への補助(合計10万円以上:2万円、合計5万円以上10万円未満:1万円) ③20千円/件×480件=9,600千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市民	R7.6	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネ家電製品購入促進事業(事業者)(エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援を行うため、省エネ家電の買い替えにかかる費用を補助することで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。なお、給付対象については、エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援という事業目的から、対象となる省エネ家電製品を購入した者に限定している。 ②兵庫県内の店舗で省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、設置が完了している方への補助(合計10万円以上:2万円、合計5万円以上10万円未満:1万円) ③20千円×20件=400千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内中小企業及びフリーランスを含む個人事業主	R7.6	R8.3
4	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネ設備導入のための大規模改修促進事業(エネルギー等の物価高騰を踏まえた市内中小企業等への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰によって経営状況の悪化に直面する市内の中小企業や社会福祉法人の経営状況を向上させるため、市内に有する事業所への省エネ性能の高い設備導入に必要な大規模改修費用に対して補助をすることで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。 ②大規模改修費用に対する補助(対象経費:設計費、機械装置等購入費、工事費)の3分の1以内(上限100万円)) ③1,000千円×4件=4,000千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内中小企業、社会福祉法人	R7.6	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業	①物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯に対して、給付金による支援を行う。 ②対象世帯への給付金 ③事業の実施に必要な会計年度職員人件費等(6か月)1,922千円[人件費以外の事業費・事務費については令和6年度実施] ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等対象児童)	R7.4	R7.11

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食支援事業	①市立就学前施設(認定こども園及び保育所)における給食費(うち主食費)の物価高騰相当分の保護者負担を軽減し、市が負担することで安全安心で栄養バランスを保った給食を引き続き提供し、物価高騰の影響を受ける子育て家庭への経済的支援を行う(教職員の給食費は含まない)。 ②物価高騰に伴う給食費(うち主食費)の保護者負担増額分 ③200円(令和7年度保護者負担月額1,000円-令和6年度保護者負担月額800円)×4,647人(R7年度児童見込み人数) ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④芦屋市立就学前施設で給食を喫食する児童とその保護者	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食支援事業	①物価高騰に伴う給食費(保護者負担)増額分の一部を補助することで、物価高騰の影響を受ける生活者(保護者)を支援する(教職員の給食費は含まない)。 ②給食費(賄い材料費) ③小学校:23円/回×170回×4,062人=15,883千円 中学校:28円/回×153回×1,481人=6,345千円 以上計:22,228千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④芦屋市立小中学校保護者	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立学校に対する光熱費高騰対策支援事業(令和7年度分)	①直接住民の用に供する施設である市立小学校・中学校の光熱費高騰分を充当することによって、安定的な学校運営を継続できるようにする。 ②電気使用量・ガス使用量 ③(R7予算額)-(R3決算額) 小・中学校 224,300千円 - 98,647千円 = 125,653千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④芦屋市立小学校・中学校	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂(地域食堂)に対する支援金(物価高騰対策)の交付事業	①フードドライブ等からの支援も受けながら運営しているこども食堂及び地域食堂に対し、食材費の高騰が当該支援及びこども食堂等の運営の継続性に与える影響等を考慮し、支援金を交付することで安定的な運営の維持を図るとともに、間接的に物価高騰の影響を受けた世帯の負担軽減を図るため支援するもの。 ②こども食堂(地域食堂)を実施する者への支援金 ③利用者1人あたり250円×年間利用人数(16,800人想定)=4,200千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内の子ども食堂・地域食堂(6か所想定)	R7.10	R8.4以降
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度私立保育所等物価高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰等により光熱費、食材料費及び燃料代が上昇し影響が生じている市内で事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園(以下「保育所等」という。)(市立施設は含まない)に対し、安定した教育・保育を継続的に提供できるよう支援することを目的とする。 ②負担金、補助及び交付金(賄材料費・電気・ガスの高騰分、ガソリン代の物価高騰分) ③賄材料費・電気・ガスの高騰分: こども一人あたり700円×1,516人×12か月=12,735千円 こども一人あたり623円×170人×12か月=1,271千円(※給食提供日が5日に満たない場合、減算。) なお、支援は「こども一人あたり」について行うものであり、職員の給食費は含まれておりません。 ガソリン代の物価高騰分: こども一人あたり20円×170人×12か月=41千円(※送迎がある施設のみ) ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内に存する認可私立園(保育所8施設、認定こども園9施設、小規模保育事業所4施設、幼稚園1施設)	R7.10	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食支援事業(追加分)	①物価高騰及び献立計画の状況から、賄材料費(食材費)の追加での値上げが必要な状況にあり、当該給食費(保護者負担)増額分の一部を補助することで、物価高騰の影響を受ける生活者(保護者)を支援する(教職員の給食費は含まない)。 ②給食費(賄い材料費) ③小学校 6円/1食×88回×4,130人=2,181千円 中学校 7円/1食×76回×1,538人=819千円 小中学校合計3,000千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④芦屋市立小中学校保護者	R7.10	R8.4以降
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立就学前施設等に対する光熱費高騰対策支援事業	①直接住民の用に供する施設である市立幼稚園、市立保育所・認定こども園、市立児童発達支援施設、市立図書館の光熱費高騰分を充当することによって、安定的な学校運営を継続できるようにする。 ②電気使用量・ガス使用量 ③(R7予算額)-(R3決算額) 幼稚園 8,200千円-5,788千円=2,412千円 保育所・認定こども園 21,100千円-20,662千円=437千円 市立児童発達支援施設 1,257千円-996千円=262千円 市立図書館 15,180千円-10,775千円=4,405千円 ※交付金の限度額による制限により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④芦屋市立幼稚園、芦屋市立保育所・認定こども園、芦屋市立児童発達支援施設、芦屋市立図書館	R7.4	R8.4以降
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉サービス事業所・施設等に対する物価高騰対策支援事業(芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により事業所の運営に影響が生じている障がい福祉サービス等事業所に対して、障がいのある人やその家族の生活を支える障がい福祉サービス等提供事業者の負担軽減等を図ることを目的とした支援金を支給することで、障がい福祉サービスの安定した提供が継続されることを目指すもの。 ②負担金、補助及び交付金(電気代、ガス代、ガソリン代、食費) ③相談支援サービス:1事業者当たり50千円×4事業所=200千円 訪問系サービス:1事業者当たり50千円×4事業所=200千円 通所系サービス:1事業者当たり300千円×20事業所=6,000千円 施設系サービス:1事業者当たり500千円×6事業所=3,000千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内障がい福祉サービス事業所・施設等	R8.3	R8.4以降
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険サービス事務所等に対する物価高騰対策支援事業(芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業)	①物価等の高騰による影響があり申請のあった事業所へ支援金を支給することで、安定した介護サービスを継続して提供できる状況をつくる。 ②負担金、補助及び交付金(電気代、ガス代、ガソリン代、食費) ③(居宅介護支援) 居宅介護支援:1事業者当たり50千円×24事業所=1,200千円 (訪問系サービス) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業:1事業者当たり50千円×60事業所=3,000千円 (通所系サービス) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業:1事業者当たり300千円×31事業所=9,300千円 (施設系サービス) 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (1)定員30人未満:1事業所当たり500千円×13事業所=6,500千円 (2)定員30人超(併設型の短期利用を定員に含む):1事業所当たり1,000千円×16事業所=16,000千円 ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。 ④市内介護保険サービス事業所	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育所等物価高騰対策支援事業(追加分)	<p>①物価高騰等により食材料費及び光熱費が上昇し影響が生じている市内で事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園(以下「保育所等」という。)(市立施設は含まない)に対し、安定した教育・保育を継続的に提供できるよう支援することを目的とする。</p> <p>②負担金、補助及び交付金(賄材料費・電気・ガスの高騰分)</p> <p>③賄材料費・電気・ガスの高騰分:                      こども一人あたり500円×1,512人×12か月=9,072千円                      こども一人あたり425円×170人×12か月=867千円(※給食提供日が5日に満たない場合、減算。)                      なお、支援は「こども一人あたり」について行うものであり、職員の給食費は含まれておりません。                      ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。</p> <p>④市内に存する認可私立園(保育所8施設、認定こども園9施設、小規模保育事業所4施設、幼稚園1施設)</p>	R8.3	R8.4以降
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい児通所支援事業所に対する物価高騰対策支援事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、事業所の運営に影響が生じている障がい児通所支援事業所に対して、負担軽減等を図り、障がい児通所支援事業が安定して継続できることを目的に、申請により支援金を支給する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金(光熱費等)</p> <p>③通所事業所5,100千円(17事業者×300千円)+訪問系サービス100千円(2事業所×50千円)                      ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。</p> <p>④市が運営する施設を除く市内の障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)</p>	R8.3	R8.4以降
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童健全育成事業に対する物価高騰対策支援事業	<p>①物価高騰の影響により電気代等の光熱水費等が上昇し、事業運営に影響が生じている事業所を支援し、安定したサービス提供が継続できるようにする。</p> <p>②負担金、補助及び交付金(光熱費等)</p> <p>③電気代166千円(3事業所分(過去の実績値等をもとに算定))+ガソリン代80千円(1事業所分(過去の実績値等をもとに算定))                      ※交付金の限度額による制限等により、交付金を充当できない金額が発生した場合には、市の一般財源で対応する予定。</p> <p>④放課後児童健全育成事業を実施する市内事業所</p>	R8.3	R8.4以降